

氏名	平 田 常 子		
授与した学位	博 士		
専攻分野の名称	法 学		
学位授与番号	博甲第2025号		
学位授与の日付	平成12年 3月25日		
学位授与の要件	文化科学研究科人間社会文化学専攻 (学位規則第4条第1項該当)		
学位論文題目	クインティリアヌス『弁論教程』第五巻注解 －法的弁証の基礎的研究－		
論文審査委員	教授 植松 秀雄	教授 稲村 秀一	
	教授 成田 常雄	教授 西村 稔	
	広島大学法学部教授	吉原 達也	

学 位 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は第一部「法的弁証理論とレトリック」、第二部「クインティリアヌス『弁論教程』第五巻の全訳」という二部構成を採っている。

〔第一部〕

序 論

現代法理論の諸動向の中で本論文が占める基本的な位置関係の説明が行われ、本論文が法的弁証の基礎的研究であり、その作業方針が「レトリックの精神基調」に立つた「弁証 (πείρασις: argumentatio: Argumentation)」の分析であることが告げられる。

第 一 章

序論で予告された作業枠組み内での本論文の課題が現代ドイツ法理論の動向を手懸りにして具体的に設定される。

第一節で、現代ドイツ法理論で活況を呈している法的弁証の理論諸構想に共通する特徴はそれらが近代国家の法治主義原理、つまり古典的法理論にいう「三権分立論」に納まり切らない現代社会の法的諸現象—たとえば司法 (= 裁判官) による法「創造」の承認とこの法創造の「合理的コントロール」の必要性—と取り組むことにあると述べられている。

第二節では、ドイツ法実務で「弁証」が注目される上で最初の決定的なキッカケを与えることになった1973年2月14日のドイツ連邦憲法裁判所の判決、ドイツ法理論における法的弁証に関する代表的な諸文献等々の分析を通して、「弁証」概念の整理が試みられ、其処では「弁証」概念が「言明による言明の理由づけ」として用いられていると整理している。

第三節では、このような意味で用いられている「弁証」の分析のために、弁証あるいは理由づけに不可欠な「論拠」、しかも一番最初のその確定あるいは「発見」はレトリックの精神基調に立たなければならないと説く Th. フィーヴェクの主張を重要な示唆として受け止め、この主張の検討には先ずなによりも「レトリック」の正確

な理解が必要になることを認め、第二章での考察枠組みの設定を終えている。

第二章

第一章で設定された本論文の具体的課題と取り組む上で避けられないことが確認された「レトリック」の正確な理解をうるために、西欧古典レトリックの三大著作の内からクインティリアヌスの『弁論教程』を素材に選び、法的弁証の構造解明という本論文のそもそもの目的に照らして、その第五巻を中心にした分析が行われている。

第一節では、クインティリアヌスの個人的来歴、その著作、本研究で用いられるテキスト等についての簡単な紹介と本章の考察のための幾つかの準備作業が行われている。

第二節では、クインティリアヌスの『弁論教程』全体のなかでの「弁証」の位置関係を探った後、弁証はレトリックが弁論諸部門 (*partes orationis*)の内でも最重要視する核心部門を構成していることを確認している。そしてこの「弁証」のより詳細な分析のために、クインティリアヌスが弁証の準備段階と特徴づけて第四巻で論じている「序論 (*exordium*)」と「陳述 (*narratio*)」にまで手を伸ばし、特に弁証に直接接続する弁論部門としての「陳述」を特に詳しく考察し、そして「陳述」を「争い」のある事実あるいは事実と思われるものを聞き手に教示する役割を引き受ける弁論部門であると纏める。

第三節では、通常レトリックで「術によらない弁証 (*probationes inartificiales*)」と「術による弁証 (*probationes artificiales*)」に二分して論じられている点をクインティリアヌスの所論にも確かめた後、特に後者に注目して弁証の構造を問う。そして、弁証の構造上の要諦をなしているのが狭義の「論拠 (*argumentum*)」であることを指摘し、その役割を「確か (*certum*)」である（「疑いのない」）に見い出す。さらに続けて、或る何かが「確かである」（「疑いがない」）、つまりその時々々の弁証に相応しい論拠でありうる、ための条件の確認へと向かう。

第四節では、前節までのところで辿りついた考察地点から、弁証あるいは論拠（＝言語的作品 „opus“）をその「内容 „res“」（＝「表現されるもの」）と「形式 „verba“」（＝「表現するもの」）のアスペクトに分けた作業がさらに続行されている。そして形式的アスペクトの下で眺められる論拠をなかんづく「不完全な三段論法 (*imperfectum syllogismum*)」（＝「エンチュメマ (*enthymema*)」）で代表させる一方で、この連関で弁証あるいは論拠の „res“ が「陳述」と極めて深い繋がりのあることを指摘し、結局弁証あるいは論拠の „res“ は「争い」、「対立」、「攻撃・防御のせめぎ合い」を基本構図にして捉えられるべきことを論じている。

第五節では「争い」、「対立」、「攻撃・防御のせめぎ合い」といった基本構図が弁証を、それゆえまた論拠をも幾重にも縛っているという点が、新たにレトリックの「スタトゥス」論を考察視野に取り込むことによって、さらに詳しく論究される。スタトゥスについてのクインティリアヌスの所論の骨格の紹介を済ませた後、レトリックの観点では弁証（それゆえまた論拠も）が結局「問い (*quaestio*)」、すなわちスタトゥスの形をとる言語形象で提示されることになることを指摘している。

第六節では、弁証の構造上の要諦をなし、しかも終始「問い」に全面的に依存する論拠は一体どのようにして決まるのかが、すなわち論拠の「発見」の問題が取り上げられている。「トポス」論の紹介と検討が行われ、論拠の「発見」過程で終始指導権を握っているのが「聞き手」であることから、弁証もまた「聞き手」がつねにイニシアティブを発揮すべき「対話」的言語活動であると特徴づけている。

まとめ

この箇所では、第一部での考察成果を簡潔に四つのテーゼに纏めている。

〔第二部〕

第二部の内容の要旨は、ラテン語原典の当該テキストに「目次」を付すことで、説明に代えたい。(トイブナー版に羅独版から適宜補って作成)

序論 (PROOEMIUM); 第一章、術によらない弁証について (DE PROBATIONIBUS INARTIFICIALIBUS); 第二章、先例について (DE PRAEJUDICIIS); 第三章、噂について (DE FAMAATQUE RUMORE); 第四章、拷問について (DE TORMENTIS); 第五章、証書について (DE TABULIS); 第六章、誓約について (DE IURE IURANDO); 第七章、証言について (DE TESTIBUS); 第八章、術による弁証について (DE PROBATIONE ARTIFICIALI); 第九章、間接証拠について (DE SIGNIS); 第十章、論拠について (DE ARGUMENTIS); 第十一章、例証について (DE EXEMPLIS); 第十二章、論拠使用について (DE USU ARGUMENTORUM); 第十三章、論駁について (DE REFUTATIONE); 第十四章、エピケイレマは何から構成され、またどのようにして反駁するか (QUIBUS CONSTET EPICHIREMA ET QUO MODO REFELLATUR)。

学位論文審査結果の要旨

学位審査会は平成12年1月27日、学内審査委員4名、招聘審査委員1名によって行われた。審査の結果は以下の通りである。

本研究論文は現代法理論でその獲得が焦眉の急となっている新たな法律学パラダイムの論究分野に属するものであり、その研究課題を具体的に現代ドイツ法理論の動向の内に探り、其処で活況を見せている「法的弁証理論 (Juristische Argumentationstheorie)」の分析に設定し、そしてこのように具体的に設定された課題と取り組むための視座を、西欧文化のなかで2千数百年以上にわたって影響を持ち続けてきたが、近代以降になって無視ないし軽視される「レトリック」に求めている点にその特色が見い出せる。こうした事情を考慮に入れて、審査の重点も研究課題設定とレトリック研究に置かれることになった。

先ず第一部第一章で試みられている課題設定から触れるならば、現代法理論が直面している核心的問題点を、この点に関連のあるドイツ法理論での主要な最小限の基本諸文献にほぼ遺漏なく目を通すことによって、近代国家の三権分立原理を前提にして構築されている古典的法理論の一種のアキレス腱である司法による法「創造」の合理的コントロールのための条件の解明と捉える処理は的確であり、また妥当であると判断される。そしてこの問題に取り組むために「レトリック」を考察視野の中心に据える試みはこれまでわが国で殆ど類例をみない斬新な企てであり、これまでとは違った新しい角度からの研究の可能性を開くものとして高く評価できる。

次に第一部第二章で進められているクインティリアヌス『弁論教程』第5巻の分析に関していえば、後に触れるようにその論述の進め方に今なお若干の不充分さを残しているものの、前章で設定された本研究論文の課題との連関で非常に要領よく簡潔にそのポイントが押さえられており、アリストテレスおよびキケロと並ぶ西欧古典レトリックの代表的人物であるクインティリアヌスの代表作『弁論教程』のラテン語原典を直接テキストに用いてレトリックの「弁証」部門の分析に正面から取り組んでいる、等の点はレトリックの「弁証」部門を全面的に欠落させてきたわが国のクインティリアヌス研究の穴を埋める上でも重要な研究として評価できる。

最後に第二部クインティリアヌスのラテン語原典『弁論教程』第5巻の邦語訳についていえば、日本語の文章として未だ十分こなれ洗練されたものとはなっていないが、文法的には一定の水準に達しており、わが国初の翻訳として今後のわが国でのレトリック研究、あるいは「(法的)弁証」の研究における一つの貴重な邦語文献になると

判断される。

以上の積極的側面を総括すれば、レトリックを精神基調に据えた法的弁証の理論構想が活発に提唱されている欧米に比べて、未だ「レトリック」が蔑称の域を抜け出せず、(法的)弁証の研究もやっと近年緒についたばかりのわが国法学界の現況に鑑みると、本研究論文はこの分野のわが国における今後の研究発展にとって大変有益である。

審査は本研究論文に以上のような積極的・肯定的評価を基本的に承認するものであるが、同時に幾つかの問題点も指摘することになった。「レトリック」の観点に立つて構想される法的弁証の理論が弁証の「発端」で求められる「論拠の発見」に従事すると主張されるとき、この「発端」の意味が必ずしも十分明確に説明されていないのではないか、論文最後に纏められているテーゼを本研究の成果として十分説得的に主張しうるためには、クインティリアヌスの所論の関連諸部分にもっと立ち入った丁寧な説明が必要になるのではないか。その他、形式的側面では、ギリシャ語綴りの誤記および区切り方の誤り、註の彼方此方に散見される欧語のミスプリント、等が指摘された。しかしながらこのような不十分な点、あるいは欠陥が宿されているものの、そのことで本研究論文の上記の積極的意義が否認されることにはならないと判断された。

審査会は全員一致で、本研究論文を博士の学位論文として合格であると認定した。